



令和 7 年 8 月 6 日
十日町市企画政策課

地元で通学・就職して頑張る若者を応援します

地元から通学し、又は地元で就職して頑張る若者を応援することを目的に、以下のとおり、2つの支援制度を創設しました。

1 大学生等通学定期代補助金

(1) 概要

高校卒業後に市内の自宅から公共交通機関を利用して、大学等へ通学している学生に対して、通学定期代の一部を補助します。

(2) 補助率

通学定期代の20%、年間上限 6 万円

(3) 補助対象期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）

(4) 申請受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）

2 新規卒業者地元就職祝金

(1) 概要

十日町市を離れずに、最終学校を卒業して 1 年以内に、市内の事業所等へ就職した若者に対して、就職祝い金を支給します。

(2) 祝金額

10 万円（1 回限り）

(3) 対象者（以下の全てを満たす方）

- ①中学校を卒業した日から申請日において、引き続き市内に住所を有し、現に居住している人
- ②最終学校を卒業して 1 年以内の人で、在学中に市内の自宅から通学していた人
- ③令和 7 年 4 月 1 日以降に、十日町市において、事業所等に正規雇用された「新規就職者」や、「事業後継者」・「新規就農・就林・就漁者」・「個人事業主」となった人
- ④就労開始から 6 カ月経過し、本採用となった人

(4) 申請受付期間

令和7年10月1日（水）～ 最終学校を卒業して1年以内まで

3 添付資料

(1) 大学生等通学定期代補助金チラシ

(2) 新規卒業者地元就職祝金チラシ

■お問合せ先

十日町市企画政策課 移住定住推進係

担当：田村 ☎025-755-5137（内線237）

十日町市の自宅から大学等へ通学している人対象

「通学定期代」の一部を補助します！

◇対象となる人（次のすべてを満たす人）

1. 十日町市に居住し、公共交通機関（電車・バス）を利用して、大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校（4年生以上）に通学している人
2. 当該年度の4月1日現在、18歳から25歳までの年齢の人
3. 学生本人及びその保護者それぞれの世帯全員が市税の滞納がないこと
4. 通学定期券の購入に要する経費に対してほかの補助金の交付を受けていないこと

◇補助対象・補助率

補助対象：大学等の正規の修業年限内の通学定期券

補助率：通学定期代の20%（年度内の上限額60,000円）

◇申請者 学生本人またはその保護者

◇申請に必要なもの

1. 申請書兼実績報告書（市ホームページでダウンロードできます）
2. 学生証等の写し（大学等に在学していることが証明できる書類）
3. 支給対象期間に利用した通学定期券の写し、その他通学に要する経費を明らかにする書類の写し

お願い
定期券を買ったら、
必ずコピーをとって、
保管しましょう！

◇補助対象期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月31日（火）まで

◇申請受付期限

令和7年8月1日（金）～ 令和8年3月31日（火）まで

↓ 詳細は市のホームページをご覧ください



【お問合せ・申請先】

十日町市 企画政策課 移住定住推進係
Tel 025-755-5137
〒948-8501 十日町市千歳町3-3
t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp





令和7年度「十日町市新規卒業者地元就職祝金」のお知らせ

十日町市に引き続き市内の事業所等に就職した人対象

「就職祝い金」を支給します！

◇対象となる人（次のすべてを満たす人）

1. 中学校を卒業した日から申請日において、十日町市に住所を有し、現に居住している人
2. 申請時において学校教育法で定める学校（中学校・高校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校・短期大学・大学・大学院）を卒業して1年以内の人で、在学中に十日町市内から通学していた人
3. 令和7年4月1日以降に、市内において、企業等へ正規雇用された「新規就職者」・「事業後継者」・「新規就農・就林・就漁者」・「個人事業主」となった人
4. 就労開始から6カ月経過し、本採用となった人
5. 同居世帯全員に市税の滞納がないこと
6. 政治団体、宗教団体の職員でないこと
7. 暴力団の構成員でないこと
8. 外国籍の人は、特別永住者のいずれかの在留資格を有する人

◇支給金額 **10万円**（1回限り）

◇申請に必要なもの

1. 申請書（市のホームページからダウンロードできます）
2. 申請者の住民票
3. 最終学校の卒業証明書または卒業証書の写し
4. 在職証明書（新規就職者・事業後継者）または 就業届出書（個人事業主、新規就農・林・漁者）
5. 最終学校へ十日町市内から通学していたことが分かる証明（例：通学定期券の写し、通学証明書の写し、家族等からの証明）。ただし、市内の学校へ通学していた人は除く
6. 申請者の預金通帳の写し

詳細は、市のホームページをご覧ください⇒



◇申請受付期間

令和7年10月1日（水）から、最終学校を卒業して1年以内まで

【お問合せ・申請先】

十日町市 企画政策課 移住定住推進係 TEL 025-755-5137

〒948-8501 十日町市千歳町3-3 t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp